

びわこの 考湖学

37

彦根と天津の間は、直線距離で約50km離れています。歩いて荷物を運ぶとなると、1日では辿り着けませんし、荷物もあまり多くは運べません。しかし、江戸時代でも、琵琶湖を帆船で渡れば、風向き次第では1日で行けたといえます。

慶長5(1600)年の関ヶ原合戦で功績のあった井伊直政は、家康により彦根の左和山城に配置されます。これには豊臣勢力が残る西国を監視する目的がありました。同時に大津の蔵屋敷を拝領し、彦根領内の船に関して、大津百艘船の持つ特権と同じように、琵琶湖の船を管理する船奉行から独立した管理権を認められます。これには非常事の軍事動員に備える目的がありました。

直政は、慶長11(1606)年に幕府の命により湖岸に近い彦根山に新たに築城します。この彦根城は佐和山城とは違い、堀が琵琶湖とつながる、湖上水運を重視した造りででした。さらに、年貢米や

物資を大津蔵屋敷に運ぶため、松原、米原、長浜の彦根三湊を整備します。

松原湊は城下北部に隣接し、東は松原内湖につながっていました。米原湊はJR米原駅付近にあり、入江内湖を通じて琵琶湖につながっていました。長浜湊は長浜城築城の際に築港されています。

秀吉以来の保護のもと、大津湊と大津百艘船は17世紀半ばには米市場、米輸送などで全盛期を迎えます。しかし、西廻り航路が創設されると大津湊の地位は凋落し、通過する年貢米の量が激減します。

そのため、大津百艘船の特権を崩そうと彦根藩と大津百艘船との相論(訴訟)も寛永8(1631)年から始まります。当初は、大津蔵屋敷に住む問屋、佐和山多屋と大津の商人荷物の取り扱いを巡る問題でした。裁定はいずれも

彦根三湊



かつては松原湊と呼ばれた彦根港。長浜湊、米原湊とともに彦根藩が管理した「彦根三湊」のひとつ。軍事目的の早船がスタンバイしていた彦根市

大津百艘船の特権を承認しましたが、扱う荷物が減少していく中、この裁定はむしろ両者の対立を激しくします。正徳年間(1711~1717)には大津百艘船が一方的に船賃を値上げし、再び相論へ発展しました。多屋は彦根三湊の船持仲間なども味方にして争い、彦根藩も政策的に関与し始めます。三湊を御

用湊として位置付け、大津百艘船の特権を崩し、藩経済の安定化を図ろうとしたのです。結果、大津の特権は崩せませんでした。調停では三湊の相論は京都町奉行の裁許が下されたものの、この裁許に対する双方の解釈が違ったことから、負傷者が出るほどの騒動になりました。

改めて出された裁許は彦根藩側の敗訴とも言うべき内容だったため、事態を重く見た彦根藩は藩主直惟から直接幕府へ働きかけました。彦根藩は、大津蔵屋敷は治外法権が認められていること、三湊は非常時の軍事動員の役割をもとも担わされていて保護する必要があり、という藩の成立に絡む由緒2点を主張したのです。

この結果、大津百艘船のこれまでの特権の一部が否定され、彦根三湊はその後北国、東国から京都、大坂への物資輸送を確保し、江戸時代後期に全盛期を迎えます。

また、藩は安政元(1854)年に彦根京都守護の任務についたため、再び軍事動員の要として位置づけられることになりました。三湊の船は、「西国の押さえ」から、「京都守護のための備え」と

大津百艘船との係争

なったのです。

(滋賀県文化財保護協会 小島孝修)